

令和5年仙審第18号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二及び同官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年1月24日09時30分

青森県小川原湖北部

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	1.3 トン	0.9 トン
登 録 長	7.07 メートル	7.32 メートル
機 関 の 種 類	電気点火機関	電気点火機関
漁船法馬力数	110 キロワット	60 キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

ア A

Aは、平成20年12月に進水した、淡水漁業に従事する、船尾部に船外機を備えたFRP製の和船型漁船で、船体中央部後方左舷寄りに屋根及び窓付きの囲壁を設けた操縦区画を配し、同区画前部に舵輪、機関遠隔操縦レバー、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ装備していた。

イ B

Bは、平成15年4月に進水した、淡水漁業に従事する、船尾部に船外機を備えたFRP製の和船型漁船で、前部甲板左舷寄りに揚錨機及び同右舷寄りに漁具を操作する巻上機が据え付けられ、船体中央部後方左舷寄りに屋根及び窓付きの囲壁を設けた操縦区画を配し、同区画前部に舵輪、機関遠隔操縦レバー、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ装備していた。

(2) 小川原湖のしじみ漁等

ア 小川原湖

小川原湖は、青森県東部に位置し、南部の七戸川等から流入して北東部の干潟及びみお筋からなる高瀬川並びに湖水位が一定以上の洪水時以外に水門が閉められている高瀬川放水路から太平洋に流出する汽水湖で、青森県知事から各漁の免許を受けた小川原湖漁業協同組合に所属する組合員により、しじみ漁、わかさぎ漁、

しらうお漁等が行われていた。

イ しじみ漁

しじみ漁は、冬季、軽喫水の漁船を錨泊した後に機関を停止してドライスーツを着用し、湖底から下半身がつかれる程度のところで柄の先端に金属製の長い爪を付けた漁具（以下「じょれん」という。）を人力によって湖底をかく漁法又は同漁船を錨泊した後に機関を停止して甲板上でじょれんを蓄電池等から給電された動力によって湖底をかく漁法で行われていた。

ウ 小川原湖漁業協同組合

小川原湖漁業協同組合は、しじみ漁を行う組合員に対して各辺の長さが約0.3メートルの正方形青色旗に加え、動力によって湖底をかく漁法で漁を行う際には各辺の長さが約0.5メートルの正方形赤色旗も掲げることを周知するとともに、各旗を組合員にそれぞれ支給してしじみ漁を行わせていた。また、組合員は、航行中の船舶が、錨泊してしじみ漁を行っている漁船を避ける慣習となっていた。

(3) 関係人の経歴等

ア a 受審人

a 受審人は、（省略）同漁業における豊富な経験を有していたほか、しじみ漁についての漁法を把握していた。

イ b 受審人

b 受審人は、（省略）同漁業における豊富な経験を有していたほか、しじみ漁についての漁法を把握していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、ドライスーツ着用のa 受審人が1人で乗り組み、しじみ漁の目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じな

いまま、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和5年1月24日07時30分小川原湖西部の湖岸を発し、同北部の漁場に向かった。

a 受審人は、GPSプロッターを作動させ、07時55分小川原湖北部の漁場に到着し、錨泊した後に機関を停止して青色旗を掲げないまま、柄の長さが約1メートルとなるじょれんを人力によって湖底をかきながら漁を行ったものの、期待した漁獲量を得ることができなかったことから、機関を始動し、09時20分僅か前同漁場を発進して別の漁場に向かった。

a 受審人は、舵輪後方に立って操船に当たり、09時20分陸奥塩釜灯台から305.5度（真方位、以下同じ。）4.2海里の地点で、周囲を一見して他船を見掛けなかったことから、小川原湖西部の湖岸に沿うつもりで針路を208度に定め、6.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、09時28分陸奥塩釜灯台から293度4.2海里の地点に達したとき、正船首410メートルのところに、Bを視認することができ、同船が赤色旗を掲げてほとんど移動していない様子から錨泊してしじみ漁を行っていることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然、周囲を一見しても他船を見掛けなかったことから、航行に支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、Bの存在も、この状況にも気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを見落としたまま、同船を避けることなく続航し、09時30分僅か前船首至近にBを初めて視認したものの、どうすることもできず、09時30分陸奥塩釜灯台から290.5度4.2海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、

その船首がBの左舷中央部に前方から62度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の東風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、いずれも救命胴衣未着用のb受審人ほか1人が乗り組み、しじみ漁の目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.2メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日08時00分小川原湖西部の湖岸を発し、同東部の漁場に向かった。

b受審人は、GPSプロッターを作動させ、08時15分小川原湖東部の漁場に到着し、錨泊した後に機関を停止して青色旗を掲げないまま、赤色旗を掲げてじょれんを動力によって湖底をかきながら漁を行ったものの、期待した漁獲量を得ることができなかったことから、機関を始動し、09時00分同漁場を発進して別の漁場に向かった。

b受審人は、09時10分衝突地点付近の漁場に到着し、前部甲板左舷から錨を投じ、錨につないだ直径約10ミリメートルの錨索を約35メートル繰り出して同錨索の他端を左舷中央部舷しょうの係船柱に係止し、同甲板右舷から柄の長さが約5メートルとなるじょれんを湖底に立たせ、09時15分船首を東方に向け、赤色旗を掲げたまま、機関を停止して前部甲板右舷寄りに立ち、甲板員を同甲板左舷寄りで漁獲物の選別作業に当たらせながら漁を再開した。

b受審人は、09時28分衝突地点で、船首が090度を向いていたとき、左舷船首62度410メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、赤色旗を掲げてほとんど移動していない様子からしじみ漁を行っていることが分かるので、航行中の船舶が接近しても錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを

十分に行わなかったもので、Aの存在も、この状況にも気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して注意喚起信号を行うことも、同船が更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく漁を行いながら錨泊を続け、09時30分僅か前甲板員の様子を見ようと左舷方を振り向いたところ、至近にAを初めて視認し、甲板員に危険を知らせるとともに、船首部に退避し、Bは、船首が090度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷を生じ、Bは、左舷中央部舷しょうに亀裂等を生じたが、後に修理され、Bの甲板員が頭部外傷等を負った。

（航法の適用）

本件は、小川原湖において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、事実の経過に示したとおり、同湖が、海洋及びこれに接続する航洋船が航行することができる水域に該当しないことが認められることから、海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されず、また、小川原湖には、船舶間の航法を規定した地方条例、その他法令による航法の定めがないので、以下、検討する。

船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の安全を図ることを目的としており、小型船舶操縦者の遵守事項には、予防法に規定された船舶の遵守すべき航法、表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号に関し必要な事項を定めたことを規範にしたものと解される。

したがって、本件は、予防法第38条及び第39条の船員の常務に準

じて律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、小川原湖北部において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、小川原湖北部において、別の漁場に向けて航行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、周囲を一見して他船を見掛けなかったことから、航行に支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bの存在も、同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、Bを避けることなく進行して衝突する事態を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの甲板員を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、小川原湖北部において、しじみ漁を行うため錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、航行中の船舶が接近しても錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aの存在も、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、Aに対して注意喚起信号を行うことも、同船が更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく漁を行いながら錨泊を続けて衝突する事態を招き、A、B両船にそれぞれ

損傷を生じさせ、自船の甲板員を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年7月31日

仙台地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文